

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- ・平成17年度末に民間事業者等へ全ての分譲資産を特別分譲して分譲事業から撤退し、現在は主に既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の義務の履行などの残務事務を行っている(少なくとも瑕疵担保責任の義務の履行が必要である平成27年度までは法人として存続)。事業収入がない中、基本財産を国債で運用した結果、124千円の運用財産収入により平成20年度当期収支差額は90千円のプラスとなっている。今後とも、当法人の責任を全うするため、必要最小限の費用で適切に残務事務を行う必要がある。

〔県の関与の適正化〕

財政的関与の見直し

- ・今後も繰越剰余金と基本財産(10,000千円)の運用等により業務を行うこととしており、更なる県の財政的支援の予定はない。

〔総合的評価〕

- ・17年度末に分譲事業から撤退したところであるが、既分譲住宅に係る瑕疵担保責任の履行などの残務事務があることから、今後とも県民の信頼を損なわないよう、必要最小限の経費で適切に残務事務を行うこと。